

## 議案第35号

### 鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）を当該移動項に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた

部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
7 鳥取 力創造 運動推 進基金	県民、特定 非営利活動法 人、事業者、 市町村、県等 の多様な主体 が連携し、共 に地域の特性 を生かした魅	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設		7 鳥取 県ジゲ おこし 推進基 金	市町村との 連携を図りつ つ、地域の特 性を生かした 魅力ある地域 づくりを推進 し、もって地 域の振興に資	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設	

力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。

置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  
(2)  
(1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て

すること。

置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  
(2)  
(1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て

略

11 鳥取  
県森林  
整備担  
い手育  
成基金

林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生

一般会計  
歳入歳出  
予算に定  
める額

(1) 一  
般会計  
歳入歳  
出予算  
に計上

この条例  
又は附則第  
2項の規定  
による廃止  
前の鳥取県

略

11 鳥取  
県森林  
整備担  
い手育  
成基金

林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生

一般会計  
歳入歳出  
予算に定  
める額

(1) 一  
般会計  
歳入歳  
出予算  
に計上

福利制度の充  
実等を推進  
し、もって森  
林整備の担い  
手の育成を図  
ること。

して、  
当該基金の設  
置目的  
を達成  
するた  
めに必  
要な経  
費の財  
源に充  
当  
(2)  
(1)の  
ほか、  
一般会  
計歳入  
歳出予  
算に計  
上して  
基金に  
積立て  
森林整備担  
い手育成基  
金条例（平  
成5年鳥取  
県条例第5  
号）の規定  
により運用  
益金として  
積み立てら  
れた額で  
あって現に  
存するもの  
の合計額に  
相当する額  
の範囲内  
において、当  
該基金の設  
置目的を達  
成するため  
に必要な経  
費の財源に  
充てる  
とき。

略

福利制度の充  
実等を推進  
し、もって森  
林整備の担い  
手の育成を図  
ること。

して、  
当該基金の設  
置目的  
を達成  
するた  
めに必  
要な経  
費の財  
源に充  
当  
(2)  
(1)の  
ほか、  
一般会  
計歳入  
歳出予  
算に計  
上して  
基金に  
積立て

略

20 鳥取  
県緊急  
雇用創  
出事業  
臨時特  
例基金

県内の離職者等（離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者をいう。以下この項において同じ。）を、次の雇用に至るまでの間、就業機会の提供、住宅の確保等により支援し、これらの者の生活の安定を図ること。

一般会計  
歳入歳出  
予算に定  
める額

一般会計  
歳入歳出  
予算に計  
上して当  
該基金に  
積立て

- (1) 離職者等の次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業に必要な経費の財源に充てるとき。
- (2) 離職者等の住宅の確保、就労支援・相

20 鳥取  
県緊急  
雇用創  
出事業  
臨時特  
例基金

離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図ること。

一般会計  
歳入歳出  
予算に定  
める額

一般会計  
歳入歳出  
予算に計  
上して当  
該基金に  
積立て

当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

談支援体制の充実を図る事業に必要な経費の財源に充てるとき。

21 鳥取県妊婦健康診査支援基金

市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て

当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

21 鳥取県妊婦健康診査支援基金

市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て

当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

22 鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金

地域の活力を維持・再生するために、地域の諸課題に柔軟に対応して県民の生活基盤の整備を図り、もって県民生活の

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て

当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

<u>22</u> 略				
<u>23</u> 略				
<u>24</u> 略				
<u>25</u> 略				
<u>26</u> 略				
<u>27</u> 略				
<u>28</u> 略				
<u>29</u> 略				
<u>30</u> 略				
<u>31</u> 略				
<u>32</u> 略				
<u>33</u> 略				

	向上に資する こと。			
<u>23</u> 略				
<u>24</u> 略				
<u>25</u> 略				
<u>26</u> 略				
<u>27</u> 略				
<u>28</u> 略				
<u>29</u> 略				
<u>30</u> 略				
<u>31</u> 略				
<u>32</u> 略				
<u>33</u> 略				
<u>34</u> 略				

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の20の項の改正規定は、公布の日から施行する。